

令和7年度岡山県障害児（者）社会参加促進事業費補助事業実施要領

1 趣旨・目的

県内の心身障害児（者）団体等が、障害のある人の自立と社会参加を促進するため主体的に行う下記の事業に該当するものに要する経費の一部を予算の範囲内で補助します。

なお、この補助金は、昭和56年の国際障害者年を記念して山陽新聞社、山陽新聞社会事業団及び山陽会が募金した「ふれあい募金」の県への寄附金等を主な財源としています。

2 補助対象団体

この補助金は、次の要件のすべてに該当する団体を対象とします。

- (1) 県内において事業・活動の拠点を持する障害のある当事者やその家族によって組織された団体、又は障害のある人の支援を目的とする団体（ボランティア団体等）であること（法人格の有無は問わない。）
- (2) 非営利の団体であること
- (3) 団体の運営に関する規程（会則、規約、定款等）を定め、現に当該規程に沿った運営がなされていること
- (4) 団体として3年以上（令和7年4月1日時点）継続して活動している実績があること
- (5) 団体の役員が、次の各号のいずれにも該当しない団体であること
 - ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 法人格のある団体にあつては、岡山県税に未納がない団体であること

3 補助対象事業

補助対象団体が主体的に行う、概ね10人以上（実数）の障害のある人が参画する（※注）事業で、次の要件のすべてに合致するもの

- (1) 障害のある人の自立と社会参加を促進するために行う非営利の事業で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 障害のある人の交流会、学習会、スポーツ大会の開催・参加等、自立と社会参加を高める活動等
 - イ 研修会・相談事業の開催、印刷物の作成、ボランティアの育成や障害のある人に対する理解を促進する活動等
 - ウ その他、県知事が必要と認めた事業
- (2) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に事業を実施するもの
ただし、補助金交付協議書を提出する時点で、当該事業が完了していないものに限る。
- (3) 原則として、他の補助事業等により国、県又は市町村から補助（助成）を受けていないもの
（※注）ボランティア団体等による、障害のある人の参画を必ずしも必要としない事業の場合は、人数要件は適用しません。（交付協議書にその旨と理由等を明記してください。）

4 対象外経費

次のような経費は、原則としてこの補助の対象となりません。

- (1) 団体の運営経費（給与、役員報酬、家賃、光熱水費、役員会経費等）
- (2) 不動産（土地、建物）、備品（車・パソコン等）の取得経費、修繕・改修経費等
- (3) ブロック・支部団体等の他団体への助成経費
- (4) 団体の役員や構成員への謝礼
- (5) 介護保険法又は障害者総合支援法等の公的サービスの対象となる事業に係る経費
- (6) 飲食に要する経費。ただし、次のものは除く。
 - ・ 野外活動や夏祭り、料理教室等で使用する食材の購入経費
 - ・ スポーツ大会や野外活動における参加者等の健康管理のための飲料（ペットボトル等）の購入経費
 - ・ その他事業実施上特に必要なものとして県が個別に認めるもの
- (7) その他補助金の趣旨に合致しないと知事が判断する経費

5 補助金の額等

補助金の額は、事業費から対象外経費を差し引いた額の2／3以内の額で、10万円を上限とします。千円未満の端数は、切捨てとします。

なお、予算の範囲内において補助金を交付するため、協議状況等によって、補助金が交付されないことや、補助金交付額が協議額を下回ることがあります。

6 応募方法

- (1) 募集期間（県又は推薦機関への補助金交付協議書の提出期間）

令和7年4月10日(木)～同年5月16日(金)まで

(郵送でも可とし、5月16日消印有効とします。)

- (2) 協議手続き・提出先

補助金交付協議書及び添付書類を作成のうえ、各団体ごとに次のとおり提出してください。

- (A) 県域を単位とし、又は県域レベルを活動範囲とする団体

(若しくは、複数の市町村にまたがって活動する団体)

提出先：県障害福祉課

- (B) 各市町村域を事業・活動の単位とする団体

提出先：各市町村（障害福祉の担当課）

※市町村の推薦を受け、管轄の県民局を経由して、県障害福祉課へ提出

- (C) (一社)岡山県手をつなぐ育成会、(公財)岡山県身体障害者福祉連合会の地域別組織

提出先：(一社)岡山県手をつなぐ育成会又は

(公財)岡山県身体障害者福祉連合会

※これら各団体の推薦を受け、県障害福祉課へ提出

協議書ご提出の際、各推薦機関の担当者にできるだけ事業内容や事業効果等について御説明くださるようお願いいたします。

(3) 協議に必要な書類（各様式ファイルは、県障害福祉課ホームページからダウンロード可）

- ①補助金交付協議書提出書類チェックシート
- ②補助金交付協議書（様式1）
- ③申請団体の概要（様式1-1）
- ④事業計画書（様式1-2）
- ⑤申請事業に係る収支予算書（様式1-3）
- ⑥会則・規約・定款等の写し
- ⑦役員名簿（会則等に基づく役職）
- ⑧団体全体の事業計画書
- ⑨団体全体の収支予算書（見込書） ※団体代表者による原本証明が必要です。
（例） この書面は原本と相違ありません。 ○○会 会長 ○○○○
- ⑩その他参考資料（団体パンフ等）
- ⑪誓約書（岡山県暴力団排除条例関係）
- ⑫県税納税証明書又は写し（「県徴収金等の滞納がないこと」を証する書類）
【※法人格のある団体に限ります。県民局税務部で取得してください】

(4) 提出部数

協議書類の提出部数は、上記(A)の場合は1部、(B)の場合は3部、(C)の場合は2部。

【うち原本1部、他は副本(写し)で可】

(5) 協議可能事業数

同一団体が、同じ年度で提出できる協議書は、1件とします。ただし、知事が別に定める団体についてはこの限りではありません。

7 補助金の交付内示、補助金交付申請及び補助金の支払い

- (1) 補助金の交付内示は、内部審査の上、6月下旬を目途に協議書提出団体に通知します。
- (2) 補助金の交付内示を受けた団体は、県が指定する期日までに補助金交付申請書等を提出してください。交付申請後、補助金の交付決定された事業について、県障害福祉課ホームページに、団体名、事業名、補助金の額を掲載します。
- (3) 補助金の支払いは、原則として概算払い、口座振込（口座名義は、団体名又は代表者名に限る。）とします。県が指定する期日までに補助金請求書等を提出してください。

8 事業実績報告等の提出について

- (1) 補助事業の完了の日から30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書を提出していただきます。
- (2) 補助事業実績報告書には、事業実施報告書、申請事業に係る収支決算書のほか、事業結果が把握できる資料（写真、印刷物等）、経費支出に伴う領収書の写し（団体あてのものとし、個人あては不可）の添付が必要です。（ネットショップでオンライン購入する場合も、領収書が必要です。）
事業に要した経費として支払確認できない場合は、補助金を返還していただくことになります。

9 その他留意点

- (1) 補助金の趣旨に反して他の経費に使用されたとき、申請した事業の内容が所定の手続きを経ることなく、変更または著しく縮小されたときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管していただく必要があります。
- (3) 上記の他、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）に従う必要があります。

10 主なスケジュール（予定）

4月10日(木)～ 5月16日(金) 県又は推薦機関への補助金交付協議書の提出

6月下旬 補助金交付協議書提出団体へ補助金の交付内示

7月上旬 補助金交付申請書、補助金請求書の提出（県障害福祉課へ提出）

8月中旬 補助金交付決定

8月下旬 補助金概算払い

補助事業実績報告書の提出

補助事業の完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日まで

この補助金についてのお問い合わせは・・・

岡山県庁 子ども・福祉部 障害福祉課 福祉推進班

〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4番6号

電話：(086) 226-7362(直通)

FAX：(086) 224-6520